

いじめ防止基本方針

美作市立東栗倉小学校

1 いじめの定義

いじめとは、児童生徒に対して、同じ学校に在籍しているなど一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット（以下「ネット」という。）を通じて行われるものを含む。）であって、対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

2 いじめに関する現状と課題について

- ・本校は、いじめとして認知される事象に対して、その解決に向けていじめ対策委員会を中心として、継続的に粘り強く対応してきている。また学級集団の中では、言葉の行き違いなどで、友人間での小さな衝突が見られ、児童の心に寄り添った対応や、即日・即決の対応を心掛けている。
- ・早期発見や適切な指導を行うために、生徒指導担当を中心に、全教職員が共通理解のもと、チームとして対応したり、研修を充実させたりしていく必要がある。

3 いじめ問題への対策の基本的な考え

- ・生徒指導委員会の中に「いじめ対策委員会」を設置し、生徒指導担当を中心に実態把握に努める。いじめが認知された場合は、「いじめ対策委員会」が主体となり、当該児童および保護者、学級への対応にあたる。
- ・いじめの未然防止に向け、学級を中心に望ましい集団作りや、縦割り活動を常時取り入れ、縦のつながりを深め、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりに努める。

4 いじめ対策に向けての組織づくり

保護者・地域との連携	学 校	関係機関との連携
・学校便りや学級通信、PTA 総会や学級懇談会、地区別懇談会や入学説明会等で学校としてのいじめに対する基本的な考え方を伝える。 ・保護者向けの教育相談を設け、児童の様子の変化など、情報を入手する。 ・SNS 等の危険性についての PTA 研修会を設定する。 ・児童の地域での様子を把握するため、学校評議員・民生児童委員との交流を学期1回行う。	いじめ対策委員会 〈対策委員会の役割〉 ・基本方針に基づく取り組みの実施や発生したいじめへの対応を行う。 〈対策委員会の開催期間〉 ・実態把握のために、基本的に学期1回開催する。また、いじめが発生した場合は、緊急に開催する。 〈職員への伝達〉 ・緊急を要する場合は、臨時職員朝礼や職員終礼で連絡したり、臨時職員会議を開催したりする。 〈構成メンバー〉 ・校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、関係学年担任、PTA 会長 (場合によっては SSW、SC)	〈連携機関名〉 ・津山少年サポートセンター ・児童相談所 ・美作警察署 ・育成センター ・岡山県教育庁 生徒指導推進室 ・美作市教育委員会 ・美作市社会福祉課 ・大原中学校区 生徒指導連絡会 〈連携の内容〉 ・非行防止教室の実施 ・小中学校の情報交換 ・SSW、SC の相談

5 具体的な取り組み

① いじめの防止に向けて

(職員研修)

- ・ いじめの現状や早期発見方法、対処の仕方などについて研修を行う。
- ・ ネット上のいじめとその対処法に関する研修を行う。

(学級集団作り)

- ・ 学級指導や特別の教科道徳などを通して、人権意識を高め、いじめに気づく力やそれを許さない心を育てる。

(縦割り集団作り)

- ・ 縦割り掃除や縦割り遊び、人権集会や各種学校行事等を通して仲間作りを進める。下学年の世話をしたり、協力して物事を成し遂げる成功体験を積んだりすることで、仲間意識を高めたり、仲間の大切さを実感させたりする。

(いじめ防止週間の設定および取り組み・人権担当)

- ・ 6月の第1週に「いじめ防止週間」を設け、友だちのよい所を見つける取り組みを行う。また、津山サポートセンターや美作市育成センター等から講師を招き学習会をする。
- ・ 11月の市人権に向けて、作文や標語、ポスター等に取り組む。また、校内人権集会や人権参観日を設定し、人権についての学習を行うとともに、保護者や地域にも取り組みを広く知らせる。
- ・ 12月の人権週間で、学区内の施設に人権ポスターを掲示する。

(保護者、地域との連携)

- ・ 年度始めのPTA総会でいじめ防止についての提言。
- ・ 学校評議員・民生児童委員へ、いじめの有無についての説明といじめ防止に向けての連携強化の確認。

② 早期発見に向けて

(校内ハートポストの設置・教育相談担当)

- ・ 児童がいつでもどの教職員にでも相談できるポストを設置し、児童の声をいつでも受け入れられる体制を整える。
- ・ 外部のいじめ相談窓口について、保護者や児童に知らせる。

(情報交換・情報の共有)

- ・ 職員朝礼や職員会議、職員研修などで児童の様子を迅速に伝え合う。また、全教職員が児童の細やかな変化も見逃すことなく、きめ細やかな声掛けや指導を行う。

(家庭との連携)

- ・ 個人懇談や保護者向けの教育相談（10月に期間を決めて実施）を開催し、児童の様子について情報交換をする。

③ いじめへの対処

(校内体制の確立)

- ・ いじめが認知された場合は、速やかに管理職または生徒指導主事に報告する。「いじめ対策委員会」を開催し、組織的対応を行う。また、必要に応じて、関係機関に協力を求める。

(いじめの実態把握)

- ・ いつ、だれから、どのようにいじめを受けたのか、多角的に分析する。当該児童一人一人から個別に聞き取り調査を行い、事実関係を明らかにする。

(いじめられた児童・保護者への支援)

- ・ いじめを受けた児童の心のケアを第一に考え、担任が中心となり気持ちをしっかりと受け止める。当該児童が安心して話せるような状態にするとともに、先のことに希望が持てるような指導を行う。また、保護者の思いも聞き、学校と家庭で連携して解決に向けて取り組むよう協力を求める。

(いじめた児童に対する指導)

- ・ どのような理由があっても、いじめは絶対に許されない人権侵害であることを伝える。当該児童の家庭環境やこれまでの学校生活の様子などをもとに、いじめに及んだ原因が何か検討する。いじめた児童の保護者に対しては、児童の今後の指導について協力を求める。

(周囲の児童に対する指導)

- ・ いじめは絶対に許されないことであること、見て見ぬふりをするのはいじめに加担すること、いじめられた児童だけでなくいじめた児童の人権も大切にすることを指導する。